

H31. 4 月 制定
R 3. 11 月 改正
R 4. 8 月 改正
R 4. 11 月 改正
R 5. 8 月 改正
R 8. 9 月 改正

大分県森林環境譲与税ガイドライン

第 1（目 的）

森林の有する公益的機能※の維持増進の重要性に鑑み、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）が平成 31 年 4 月から施行され、同年、森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が、市町村及び県に配分されることとなった。併せて、森林経営管理法も施行されるなど、これまで難しかった手入れ不足の人工林の森林整備を促進する制度の充実が進められた。

市町村及び県に配分される譲与税の用途については、法第 34 条で明示され、森林整備に関する施策並びに人材の育成・確保、普及啓発、木材利用の促進、その他の森林整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

もとより、譲与税は地方固有の財源であり、一定の目的の範囲内で地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能な財源であるが、一方で、その活用実績の公表が義務づけられており、新税に対する国民への説明責任を十分に果たしていく必要がある。

このような状況の中、譲与税については、県及び各市町村が一定の方向性のもと有効に活用していくことが、その効果を高めることにつながることから、市町村及び県が施策を立案する際の参考とするため、本ガイドラインを整備するものである。

なお、実施可能な取組は本ガイドラインに限るものではなく、森林環境譲与税の目的に鑑み、地域の実情に応じた創意工夫のもとに取組を検討するものとする。

※森林の有する公益的機能の具体例については、参考資料 1 を参照

第 2（用途の基本的な考え方）

1 法で示された用途（第 34 条）

（1）市町村

①森林の整備に関する施策

②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林整備の促進に関する施策

（2）県

- ①市町村が実施する各施策の支援に関する施策
- ②市町村が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策
- ③森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林整備の促進に関する施策

2 森林経営管理法の付帯決議において示された使途の考え方

譲与税については、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされた趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応出来なかった森林整備等に資するものとし、その使途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとする。

3 上記 1、2 を踏まえた使途の基本的な考え方

(1) 具体的な使途のイメージ

①森林整備

間伐、路網整備、里山林・竹林整備、災害防止や復旧・花粉発生源対策のための森林整備、所有者の意向調査、境界画定など

②人材育成・担い手確保

各種研修の実施、研修機材等の整備、安全装備への支援、就業環境の改善など

③木材利用の促進

P R 効果の高い建築物の木造化や木質化、木製家具等の整備及び補助、公共施設の燃料としての木・竹材の調達・利用など

④普及啓発

森林・林業に関する学習・体験活動、植樹・育樹活動、交流活動など

⑤市町村の実行体制整備

専門職員の雇用又は業務委託、協議会の設置・運営など

（２）事業の優先度

譲与税の使途が多岐にわたる一方、森林環境税が創設されるに至った経緯や世論の関心も考慮すれば、森林が多く分布する本県では森林整備への効果が高いものを使途として積極的に位置づけることが適当である。そのため、市町村は地域の実情を踏まえつつ、以下の優先順位を参考として具体的な使途の検討に努める。

なお、優先順位はあくまでも本県の標準的な例であり、具体的な優先順位の設定においては、森林・農山漁村・市街地・景勝地・観光地など地域の特性を勘案して各市町村で判断する。

【優先順位】

【高】 ①森林整備、⑤市町村の実行体制整備

【中】 ②人材育成・担い手確保

【低】 ③木材利用の促進、④普及啓発

（３）県に配分される譲与税の使途

県配分の譲与税は、譲与税関連事業を実行する市町村の体制支援策や単独で実施することが難しい担い手確保対策など市町村を牽引する施策に重点的に充当する。なお、当面、森林経営管理法等に基づき市町村が行うべき森林経営管理事務の県による代替執行は、考慮しない。

第３（市町村に配分される譲与税の事業種毎の使途の留意事項）

１ 森林整備に関する施策

原則、既存事業では森林整備が進まず、手入れ不足となっている森林（以下「未整備森林」という）の解消又は手入れ不足となるおそれのある森林や災害の未然防止の観点から早急に手入れを行うべき森林の適切な整備に向けた施策などに充当する。

（１）森林経営管理法による森林整備

地域森林計画対象森林のうち森林所有者が経営・管理を放棄した森林（以下「経営放棄森林」という。）について、森林経営管理法に基づき市町村が森林所有者から経営管理権（注１）を取得し、自ら経営管理を行う私有人工林などの森林整備及び事前調査（例：地域内の森林所有者の状況調査や境界確認及びこれに必要な路網の修繕）を行う。

なお、実行に当たっては、県が示す「市町村森林経営管理権設定基準例」（別添）に準じた基準を策定し、円滑な運用を図る。

（２）既存の森林経営計画内での森林整備

既存の森林経営計画対象森林内でも、条件等が悪く既存事業では所有者負

担が大きくなる場合や所有者及び境界が不明確などの理由で森林所有者の経営意欲が低下し、手入れ不足となっている森林がある。これらの森林について譲与税の活用を検討する。

また、未整備森林の発生が想定される場合においては、未整備森林発生防止を目的とした造林、鳥獣害防止施設、下刈、除伐・間伐等の森林整備を行う。（既存事業の上乗せ措置を含む）

この場合、市町村が経営管理権を設定し将来にわたり経営管理を行うことが妥当であると判断される森林については、既存の森林経営計画の対象森林から除外する手続きを行わなければならない。

（３）災害の未然防止等のための森林整備

近年の豪雨や台風等による被害の激甚化・頻発化に鑑み、森林法第２条第１項に規定する森林を対象として、重要インフラや避難施設等に被害を与える恐れのある森林や地域住民の安全・安心を確保する上で重要な森林の整備を行う。この場合、施設管理者により整備されるべき範囲との整理に留意する。

（４）森林の保護対策

鳥獣による食害や剥皮被害により、森林の荒廃や再造林放棄等の未整備森林の発生が懸念される場合、捕獲等の森林の保護に必要な対策を行う。

また、近年の温暖化や異常気象、過疎化等の事情を踏まえ、鳥獣以外の病虫害等の被害や山火事等が懸念される場合は必要な対策を行う。

（５）花粉発生源対策

花粉症の発生源となるスギ人工林等の対策が必要な場合は、花粉の少ない苗木※や他樹種による植替え等の対策を行う。

※花粉の少ない苗木の具体例については、参考資料２を参照

＜活用事例＞

（１）未整備森林区域の事前調査等に必要な事業

- ①未整備森林の状況調査や意向調査、境界の現地確認費用
- ②①の調査に必要な路網の修繕費
- ③未整備森林区域の整備計画の作成費
- ④未整備森林区域の森林整備を促進するための路網整備費

（２）未整備森林区域等で行う森林整備事業

- ①手入れ不足の人工林を針広混交林に誘導するための間伐等の森林整備費
- ②更新困難で林相が悪化した森林での植栽やシカネット設置費

- ③松くい虫被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布・抵抗性樹種の植栽費
- ④竹の侵入等により荒廃した人家裏の森林等での計画的な竹の駆除費や移動式竹チップターの購入・貸付等
- ⑤管理放棄され整備・保全を行う者がいなくなった里山林の整備費

（３）災害の未然防止等のための森林整備事業

- ①送電線等の重要インフラ施設の被害防止に向けた事前伐採経費
- ②二次災害防止の観点から行う風倒被害木の処理経費

（４）森林の保護対策

- ①食害や角こすり被害を防止するためのシカ等の捕獲対策（狩猟者の育成やジビエの振興を含む）
 - ②森林（公益的機能を有する無立木地を含む）への延焼防止を目的とした防火帯等の整備
 - ③病虫害のまん延防止を目的とした高齢級森林の予防伐採
- ※甚大な被害をもたらす可能性への予防措置であることに鑑み、対象とする病虫害等や実施内容は、目的とする公益的機能に応じて各地域で柔軟に検討する。

（５）花粉発生源対策

- ①市町村が発注者となるスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替え
- ②森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助（花粉症対策を目的とした既存の事業で対応できないものに限る）
- ③苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援 等

＜留意事項＞

（１）伐採収益の取り扱い

譲与税を活用し市町村自らが行う森林整備は、森林所有者による管理が見込まれない森林での実施を想定していることから、通常の森林整備よりも過大な利益が所有者に生じるといったモラルハザードが生じないように、伐採収益（木材の販売代金）が見込まれる場合には全収益を市町村の歳入に繰り入れるといった措置を検討する。

（２）里山林・竹林の整備

手入れの行き届いていない里山林・竹林の整備は、整備実施後に経営計画対象森林に含めない場合においても継続的な管理を担保することが望ましい。

（３）災害の未然防止等のための森林整備

インフラ施設周辺や沿線（避難場所、道路、送電線等）の森林に係る事前伐採については、その管理者が整備すべき区域との棲み分けや役割、費用負担の割合などを明確に区分したうえで譲与税を充当する。

（４）路網整備

譲与税を活用した路網整備は、未整備森林の解消及び発生防止につながる林道、林業専用道、森林作業道の開設・改良・維持管理（既存の事業の対象とならない小規模な復旧を含む）とする。なお、林道、林業専用道、森林作業道の適正な配置や規格に十分留意する。

（５）経営管理権等の設定

経営管理権及び経営管理実施権（注２）の設定にあたっては、森林整備の必要性、公益性の高い森林を優先する。

（６）譲与税活用区域の範囲

施設緑地（都市公園、港湾緑地、道路環境施設帯など）のうち、施設管理者による通常の維持管理活動は、譲与税充当事業の対象外とする。

（注１）経営管理権、経営管理権集積計画

森林経営管理法により、自らが森林の経営管理を実行できない場合に、森林所有者の同意のもとで、市町村が立木の伐採、販売、造林、保育を実施するために取得する権利のことをいう。

市町村が対象となる森林の委託期間や経営管理の内容（保育、間伐、主伐、再造林）などについて明らかにした「経営管理権集積計画」を定め、これを公告する。この公告をもって、市町村に「経営管理権」が設定される。

（注２）経営管理実施権、経営管理実施権配分計画

森林経営管理法により市町村が「経営管理権」を取得した森林において、民間事業者が立木の伐採、販売、造林、保育を実施するために取得する権利のことをいう。

市町村は、民間事業者に森林の経営管理を再委託する場合、対象となる森林の委託期間や経営管理の内容（保育、間伐、主伐・再造林など）、利益が生じ

た場合の所有者や市町村（管理経費を支出している場合）に支払われる金銭の算定法などを明らかにした「経営管理実施権配分計画」定め、これを公告する。この公告をもって、民間事業者に「経営管理実施権」が設定される。

2 森林整備を担うべき人材の育成及び確保

未整備森林の解消を円滑に推進するため、主として森林整備に必要となる林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上に要する経費に充てることとする。市町村単独のほか県の取組については県と連携し実施する。

なお、支援対象者は、将来にわたり地域の森林整備の担い手となる意向を示している者とする。

<活用事例>

（１）担い手確保対策

- ①地域内の林業就業希望者への就業ガイダンス等の活動や給付金等への助成
- ②大学生等のインターンシップ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援
- ③新規就業者に対する地域への移住促進対策費への助成
- ④地域内の異業種参入者等に対する各種研修の実施費への助成
- ⑤地域内の林業就業者に対する安全装備等の購入助成
- ⑥地域内の林業労働災害の防止を目的とした各種研修等への助成
- ⑦高性能林業機械の借り上げや購入経費の補助
- ⑧夏場の早期作業の推進を目的とした時間外賃金にかかる割増分相当額の助成

（２）人材育成対策

- ①地域内の林業就業者への資格取得等の研修費、旅費等の助成
- ②地域内の林業就業者等による森林整備の促進のための視察研修等の助成

3 木材利用の促進

木材利用の促進が譲与税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財源であることに鑑み、市町村有の木造公共建築物の整備や森林整備と一体とな行われる公共施設への木質燃料の供給、又は不特定多数が利用し公共性の高い民間施設の木造化・木質化など公益性・公共性の高い取組に対し優先的に充て、譲与税を活用して整備した施設等については、利用者がわかりやすい場所に譲与税を活用している旨やその目的等の表示に努める。

＜活用事例＞

- ①市町村有の木造公共建築物の整備、内装の木質化、木製備品の購入費
- ②小中学校等における木製机・椅子の整備費
- ③公共施設の給湯用燃料等として地域の木・竹材を活用する取組支援
- ④駅舎、病院、利用者が多く公共性の高い商業施設等で、公共的空間内に目立つ形で木材を利用する木質化等の取組支援
- ⑤木造建築物の建築を促進するため建築士に対する講習会等の開催費
- ⑥新生児や子どもを対象とした地域材を活用した木製遊具等の提供
- ⑦地域材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供
- ⑧間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、新たな需要に対応するための運搬経費の補助
- ⑨木材利用を促進するための普及啓発活動に要する経費

4 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

森林整備の国民への理解醸成に必要となる普及啓発活動に要する経費に充てることとする。その際、市町村単位又は流域単位の取組に限ることとし、県域の取組については県が実施する。

なお、普及啓発は、森林整備や木材利用への理解醸成につながる取組とし、計画的な活動や普及対象者へのアンケート調査など事業効果の明示に努める。

＜活用事例＞

- ①林業体験や森林観察会、森林機能の学習会などの実施経費
- ②樹林地で行うボランティア団体等による植樹、育樹活動の実施経費
※都市公園、港湾緑地等の通常の維持管理に伴う活動は対象外
- ③木育イベントやDIY ワークショップ等の開催の実施経費
- ④森林セラピー基地の整備（案内標識の設置等）
- ⑤森林・林業や木材利用に関する都市部・山村部の交流等に係る経費
- ⑥その他、森林づくりや森林保護に関する意識の醸成を目的とした普及啓発活動（森林法第2条の対象森林外での活動を含む）等

5 市町村の実行体制整備

未整備森林の解消を円滑に推進するための、市町村職員の技術力向上にかかる研修や森林資源情報の調査・管理、事業執行を行う上で必要となる経費に充てる。

＜活用事例＞

- ①市町村の林業担当者に対する、技術研修の受講費、先進地視察費
- ②譲与税の活用等を検討する協議会等の運営経費
- ③林政アドバイザーの雇用など、必要となる人件費、業務委託費
- ④譲与税の運用に必要なGIS・GPSソフト及び機材リース料等

＜留意事項＞

（１）業務委託の管理

現場管理業務など成果品が得られない業務を他の林業団体等に委託する場合は、業務内容や勤務条件を明確にして契約するとともに、日報等を適切に管理する。

（２）協議会等の必要経費

検討会や協議会などによる地域の意向調査、事業の検証等にかかる経費は、領収書等の証拠書類により、支出の適正性を確認する。

（３）人件費充当の範囲

定数内の市町村職員の人件費は、普通交付税の対象であることから、譲与税の対象は定数外の職員とする。

第４（譲与税の執行上の留意点）

１ 基金の設置、運用管理、使途の明確化

譲与税は、使途が法令上限定されているため、毎年度の譲与額や不用額を一般財源と区分し経理する必要があることから、市町村に基金を設置し、適切な管理を行う。

また、各事業は第２の１の使途との関係を明確にする。

２ 適正な執行・管理、広報活動

国民への譲与税の説明責任を果たす観点から、税の使途に加え、森林整備等の成果や未執行額に関する活用計画を公表する方向で検討する。また、譲与税は目的税であることから会計検査の対象となることにも留意し、適正な事業計画の立案や執行状況の管理を行う。

また、特徴的な事業や地域住民の生活圏内で行われる事業は市報やケーブルテレビで特集するなど、譲与税を活用した事業の積極的な広報に努める。

第５（市町村以外の関係者の役割分担）

譲与税は、市町村が主体となり森林整備などを行うために譲与されるもので

あるが、円滑な事業推進のためには、県及び森林組合、登録林業経営体などの地域の森林整備に携わる関係者間の連携が必要不可欠である。このため、主な関係者の役割を以下のとおり例示する。

1 県の役割

- (1) 市町村と地域関係者との検討会、協議会の開催支援（連携調整）
- (2) 森林整備の履歴情報の提供等
- (3) 森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」や「経営管理実施権配分計画」など各種計画策定支援
- (4) 事業費の積み上げに必要な歩掛や単価等の提供並びに予算化に向けた技術的助言
- (5) 登録林業経営体や適合事業者などの選定・登録・公表

2 森林組合等林業関係団体の役割

- (1) 市町村への森林整備状況等の情報提供
- (2) 市町村への森林整備施策等の提案
- (3) 市町村からの事前調査業務等の受託者

3 登録林業経営体、経営管理支援法人など

森林経営管理法に基づく森林経営管理業務の受託者及び市町村自らが行う市町村森林経営管理事業等の請負者

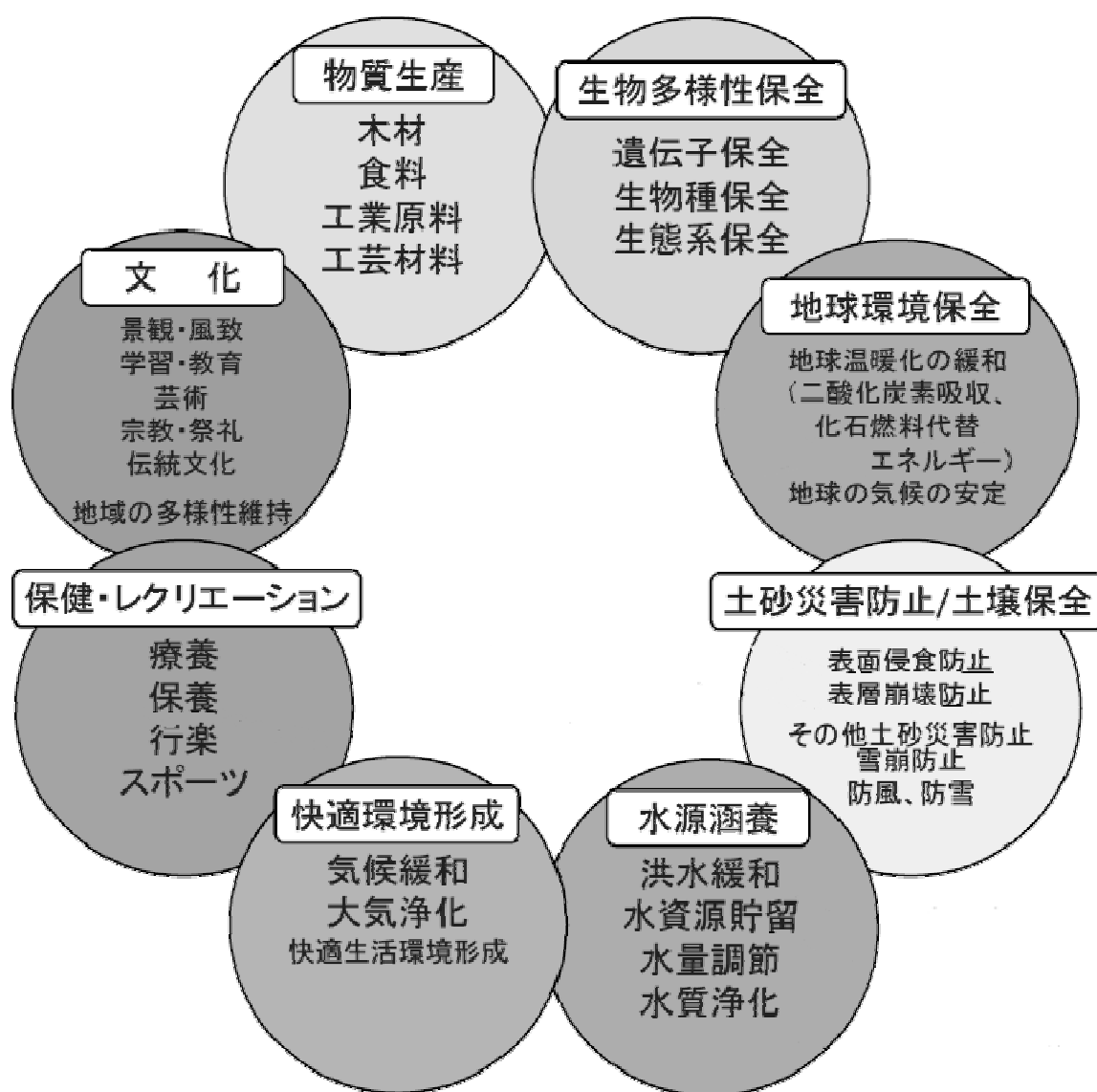
【参考資料 1】

森林の有する公益的機能について

森林は、水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、地球環境保全、物質生産などの様々機能を発揮しており、これらを「森林の有する多面的機能」と総称している。

森林の有する多面的機能のうち、物質生産以外の不特定多数に便益をもたらす機能を「森林の有する公益的機能」と総称する。

図 森林の有する多面的機能



【参考資料2】

大分県内で流通している花粉の少ない品種の例

スギ花粉症発生源対策

- └▶スギ花粉の発生を抑える技術の実用化
- └▶花粉を飛散させるスギ人工林等の伐採・利用
- └▶花粉の少ない苗木等による植替えや広葉樹の導入
 - └▶広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導など
 - └▶花粉の少ない苗木の植栽

花粉の少ないスギ・ヒノキ苗木		(令和8年8月末現在)	
花粉の少ない品種の区分 スギ花粉症発生源対策推進方針(H13.6.19付け13林整保第31号林野庁長官通知)の別紙 「花粉の少ない品種(スギ・ヒノキ)の定義等について」より		花粉 量の 目安	大分県内で流通している品種の例
①無花粉スギ 品種	花粉を全く生産しない特性及び林業用種苗として 適した特性を有するもの	0%	なし
②少花粉スギ 品種	平年では雄花が全く着かないか、又は極めて僅か しか着かず、花粉飛散量の多い年でもほとんど花 粉を生産しない特性(花粉生産量が一般的なスギ に比べ約1%以下)及び林業用種苗として適した 特性を有するもの	1% 以下	県佐伯6号、県佐伯13号、高岡署1号、県始良20 号、県日出3号、県八女6号
③低花粉スギ 品種	雄花の着花性が相当程度低い特性及び林業用種苗 として適した特性を有するもの	20% 以下	県日田15号、シャカイン、タノアカ
④無花粉ヒノキ 品種	花粉を全く生産しない特性及び林業用種苗として 適した特性を有するもの	0%	なし
⑤少花粉ヒノキ 品種	平年では雄花が全く着かないか、又は極めて僅か しか着かず、花粉飛散量の多い年でもほとんど花 粉を生産しない特性及び林業用種苗として適した 特性を有するもの	1% 以下	なし
⑥特定母樹	花粉量が一般的なスギ・ヒノキの概ね半分 以下	50% 以下	①第1世代精英樹(全てスギ) <u>県佐伯6号、県佐伯13号、高岡署1号、県始良20号、県薩摩5号、県始良3号、県始良4号、県児湯2号、県西臼杵4号、県西臼杵5号、県東臼杵6号、県東臼杵13号、県東臼杵15号、県始良6号、県始良16号、県始良22号、県指宿1号、県日出3号、県日田15号、県竹田10号、県八女6号</u> ②第2世代精英樹(エリートツリー) スギ九育(2-110、2-136、2-137、2-139、2-162、2-167、2-168、2-177、2-186、2-135、2-142、2-147、2-165、2-166、2-114、2-132、2-176、2-203)、ヒノキ九育2-150 【参考】在来品種との関係の目安 タノアカ型 県日出3号・県児湯2号 イボアカ型 県佐伯13号・県東臼杵15号 エダナガ型 県竹田10号 (アヤスギ系：県佐伯6号 アオスギ系：県日田15号・県始良20号・ 県始良22号 オビスギ系：県西臼杵4号 オビアカ系：県始良3号・ 県始良4号・県始良6号)

※ 林木育種センター・都道府県又は林業に関する試験研究を行う地方独立行政法人等の指導の下に設定・改良された採種圃・採樹圃・採種木又は採樹木が採取地となり、また、これらから採取された種穂から生産された苗木が「花粉の少ない苗木」となります。

【森林環境譲与税を活用した森林整備等の具体的な活用案】

(分野) 条件調査	森林調査（所有者や境界確認）
所有者の意向調査の事前準備として、例えば市町村内の一定区域毎に、林地台帳等を基にした地域への聞き取りやダイレクトメール等により所有者を集約。所有者不明森林で森林施業の支障となる場合は専門的な調査も検討。併せて、現地立会や境界のマーキング等を実施し、所有者界を整理。	
【成果指標：森林所有者等が確定した面積（ha）】	

※森林経営管理法の円滑な執行のため、森林調査等管理事務を団体等に業務委託する費用は譲与税の充当可。

(分野) 森林整備	整備されていない人工林の再生
間伐が行われていない森林で、今後も所有者が施業の意向を示していない場合、50年生のスギ人工林で20年間程度の「経営管理権」を設定。かかり木や風倒害を考慮し、20%の列状間伐を5年毎に2回、その後30%の間伐を1回行い（収益は市町村が活用）、長期的に針広混交林化へ誘導。	
【成果指標：未整備森林区域内の適切な整備面積（ha）】	

※経営管理権を設定したが、再委託を受ける事業体がない場合、市町村が譲与税で直接実施。

(分野) 森林整備	放置された竹林等の再生
放置竹林や進入竹林を特定。冬期に親竹を全て伐竹し、初夏に新竹をすべて伐竹することで、地下茎を弱らせ、2～3年程度再生竹の刈払いを繰り返し駆除する。駆除後は、広葉樹植栽等により樹種転換を図る。	
【成果指標：再生した竹林の面積（ha）】	

(分野) 森林整備	放置されたクヌギ里山林の再生
未整備森林区域の調査等により、放置され大径化したクヌギ林を特定。所有者が同意した箇所毎に団地化。皆伐から天然更新（萌芽）、下刈までの5年間を期間とし、伐採収益が発生した場合は市町村が活用することを内容とした「経営管理権」を設定して里山林を再生。	
【成果指標：再生した里山林の面積（ha）】	

(分野) 森林整備	未整備森林解消に向けた路網の整備
未整備森林区域の森林資源調査や所有者の意向調査等により、森林整備が進まない理由が路網整備である場合、路網整備計画を検討し、林道、林業専用道、森林作業道の効果的な配置図等を作成。従前の予算では対応できない場合、譲与税により市町村が路網を整備し、未整備森林の早期解消を図る。※林道整備に併せて経営管理受託等を促進	
【成果指標：未整備森林区域内の適切な整備面積（ha）】	

(分野) 人材確保	地域内の新規就業環境の改善
地域内の林業事業体において新規林業就業者の募集意向等を確認、就業者向けのパンフレット等を作成し、市町村の HP 等での紹介や就業ガイダンス等を実施。林業事業体の斡旋に加え、空き家情報の提供等を行うことで就業環境の改善を図る。 【成果指標：地域内の林業の新規就業者数（人）】	

(分野) 人材育成	林業就業者への資格取得等の促進
地域内の林業事業体が、資格取得職員の養成や技能向上のための研修会等を開催する場合に必要な会場借上料や旅費、資格取得費等の助成を行う。 【成果指標：管内事業体の資格取得者数（人）】	

(分野) 木材利用	非住宅への木材利用の促進
地域内の公共性の高い非住宅施設（行政機関や公共交通機関などで不特定多数の利用者が見込める施設）での木材材料費及び木工事費への助成。公募等を行い、学識経験者等による審査を行うことで公平性、新規性を担保 【成果指標：施設の利用者数（人）または非住宅での需要量（m³）】	

(分野) 普及啓発	植樹・育樹活動への助成
地域内のボランティア等が行う植樹・育樹活動の経費を助成。市町村等が協力し、森林学習会などを同時開催することで、森林整備の理解醸成を図るための普及啓発を実施。 【成果指標：植樹・育樹活動の参加者数（人）】	

(分野) 実行体制整備	新たな森林管理制度運用のためのシステム整備
市町村が新たな森林管理制度を実行する上で必要な森林 GIS や GPS 等のシステムを整備し、未整備区域の森林管理業務を円滑かつ効率的に実施する。県が保有する全県的な森林情報との共有を図ることで、県と市町村が一体となり未整備森林の解消に努める。 【成果指標：未整備森林区域内の適切な整備面積（ha）】	

(分野) 森林整備	保育が必要な若齢林の適切な整備
3～7 齢級の保育間伐を行うべきスギ人工林において、既存の補助事業のみでは森林所有者の負担が大きく整備がすすまない場合、当該補助事業への市町村の上乗せ補助により必要な整備を促進。 【成果指標：保育間伐面積（ha）】	

※森林所有者の収益になることのないように注意

(分野) 森林整備	インフラ施設の被害防止に向けた事前伐採
重要インフラ施設周辺において、風倒被害により送電線が被害を受け、電気などの供給が寸断される恐れがある場合に、影響がある範囲の森林を事前に伐採することで被害を未然に防止する。 【成果指標：実施延長（m）】	

※施設管理者が行うべき範囲との整理を確実にを行うこと